

税務調査が弓引き続きであります。

税務署員が突然訪れ、営業中の間に長時間にわたって質問したり、古い資料の提出を強要したりする税務調査が各地で発生しています。そもそも、税務調査は、法の定めに従つて、納税者の承諾を得たうえで、税務署員が納税者に質問したり、帳簿書類などを調べるもので、納税者の承諾なしに、長時間にわたり「税務運営方針」も、税務調査は納税者の理解と協力の上で行うと規定しています。民商は、「不当・不法な人権無視の税務調査を許さない」と、仲間同士で智恵と力を合わせ、学習と運動に取り組んでいます。

税務調査十カ条	
一、自主申告こそ納税者の基本的な権利	
二、税務署員の身分証明書(写真付)の提出を求める	
三、何の調査に来たのか理由を確かめる	
四、突然の調査で都合が悪いときは日を改めさせる	
五、承認なしで工場や店舗に入ることは違法	
六、調査はその目的の範囲内に限定させる	
七、承認なしに勝手に引き出しやレジを開けさせない	
八、調査は信頼できる人の立会いを求める	
九、承認なしの取引先や銀行などへの調査はことわる	
十、印鑑はぬく。その場合は「捺印せずよく考えてから	

税務調査 12 件(法人 4 件・個人 8 件)

製造 2 件 建設 4 件
小売 2 件 飲食 1 件 サービス 3 件

税務署からの問い合わせや訪問があつたら、その場で即答せずにすぐ
に役員・民事事務局へご連絡ください！（☎ 733-4002）

秋の運動力がはじまります！

頼りになる民商に 知合い業者を紹介して下さい。

◎資金繰り～融資獲得・借り換え・返済軽減～

政府はほとんどすべての業種が融資対象となる景気対応緊急保証とセフティーネット貸付を実施。民商では貸し済みにあつた相談者と一緒に交渉し借り換え、返済軽減の相談につけています。

◎仕事がとれた！！

民商の運動で自治体の小規模工事希望者登録制度や住宅リフォーム助成制度が創設されています。また、夜の街のスタンプラリーで不況の飲食店を激励。民商では知恵と力を出し合つて、仕事おこしに全力をあげています。

◎国保料の負担軽減・正規保険書の発行

国保料(税)は払えていいですか。民商では条例を活用し減額・免除をかちとつたり、高すぎる国保料を引き下げさせる運動に取り組んでいます。

◎なんでも相談会

「仕事がない」「資金繰りの相談がしたい」「税金を滞納し差し押さえを受けた」など多くの相談が寄せられています。どんな相談でもみんなの知恵を出し合つて解決しています。

ひとりで悩まずあきらめず、民商にご相談を！

消費税増税反対の署名にご協力ください！！

消費税増税をやめ、国民・中小業者の暮らしと経営を守れ！署名にご協力お願いします。

国民・中小業者の収入が減り続ける一方、大企業は229兆円もの莫大な利益を積み立てています。また、大資産家も税金のさまざまな優遇措置などによって、巨額の富をため込んでいます。この莫大な利益・資産を、世界の流れである、大企業や大資産家に応分の負担を求めることで、社会に還元されることが必要です。私たち民商・全商連は、地域を支える中小業者を元気にしてこそ、地域の経済の活力が生まれ、地域がにぎわうと新しい署名にとりくみます。1会員10署名以上を目標にもち、10月4日の全中連主催の国会行動(省庁交渉、国会議員要請)に署名と求を結集します。

署名をお近くの役員、新聞配達者、民商まで、ご協力お願いいたします。